

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

80

### 規則

○東京都看護師等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則……………(福祉保健局医療政策部医療人材課)……………

## 規則

東京都看護師等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十年八月三十一日

東京都知事 小池 百合子

### ●東京都規則第百十七号

東京都看護師等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

東京都看護師等修学資金貸与条例施行規則(昭和六十一年東京都規則第百十六号)の一部を次のように改正する。

第十条の二中「第十二号」を「第十一号」に改め、第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、同条第九号中「第八号第二十七項の」を「第八号第二十八項に規定する」に改め、同号を同条第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九 介護保険法第八号第二十九項に規定する介護医療院

第十条の二十号中「第八号まで及び第十号」を「第六号まで並びに第八号及び第九号」に改める。

別記第一号様式(表中「の」の検印)を「の検印」に

本人	フリガナ	氏名	生年月日	年齢	学年	年度
	郵便番号		電話		入学年度	
	現住所					
通学保証人1	続柄	氏名	生年月日	年齢	学年	年度
	郵便番号		電話		入学年度	
	現住所					
通学保証人2	続柄	氏名	生年月日	年齢	学年	年度
	郵便番号		電話		入学年度	
	現住所					
	続柄					

を

本人	フリガナ	氏名	生年月日	年齢	学年	年度
	郵便番号		電話		入学年度	
	現住所					
通学保証人1	続柄	氏名	生年月日	年齢	学年	年度
	郵便番号		電話		入学年度	
	現住所					
通学保証人2	続柄	氏名	生年月日	年齢	学年	年度
	郵便番号		電話		入学年度	
	現住所					
	続柄					

に

以前に東京都看護師等修学資金貸与条例を申請したことがあるか

ある・ない

以前に東京都看護師等修学資金貸与条例を申請して申込済みか

ある・ない

ある場合は以前の手続き

ある場合は別紙の用紙を提出する

に

「学校区分(※裏面参照)」を「学校区分」に改め、同様式(裏中

申込書の記載事項に相違ありません。  
東京都看護専門学校等修学資金貸与条例の規定による修学資金の貸与を受けたいので関係書類を添えて申し込みます。

本人氏名 (自署) \_\_\_\_\_  
親権者又は後見人 (自署) \_\_\_\_\_  
上記の申込みについて同意します (申込者が20歳未満の場合に記入) (印)

上記の申込みにより修学資金の貸与を受けたときは、その返還について連帯して責任を負うことを誓約します。

連帯保証人 (自署) \_\_\_\_\_ (印)  
連帯保証人 (自署) \_\_\_\_\_ (印)  
※ 連帯保証人は、登録された印鑑を押印し、印鑑登録証明書を添付してください。

東京都知事 殿 年 月 日

現在の健康状態	1 健康	2 その他 (その他の場合には診断書を添付すること。)
健康状態		
推薦所見		

上記のとおり東京都看護専門学校等修学資金貸与条例第3条に規定する要件を備える者として、適格であると認め、同条例に定める修学資金を受けるとして推薦します。

東京都知事 殿 年 月 日

推薦者 養成施設等名称  
施設長氏名 印

※学校区分(本人以外)

1 小学校	特別支援学校小・学部及び義務教育学校前期課程を含みます。
2 中学校	特別支援学校中・学部、義務教育学校後期課程及び中等教育学校の前期中等教育を含みます。
3 高等学校	高等学校通信制、高等学校専攻科、別科(盲・聾学校及び養護学校のみ)、特別支援学校高等部及び中等教育学校の後期中等教育を含みます。
4 高等専門学校	高等専門学校専攻科を含みます。
5 専修学校(高等) 6 専修学校(専門)	一般課程、各種学校(予備校、職業訓練学校等)及び専門学校は含みません。
7 大学、短大、大学院	大学院、短期大学、大学・短大の専攻科及び法令で定める特定別科、大学・短大・大学院の通信による教育を行う学期を含みます。

申込書の記載事項に相違ありません。  
東京都看護専門学校等修学資金貸与条例の規定による修学資金の貸与を受けたいので関係書類を添えて申し込みます。

本人氏名 (自署) \_\_\_\_\_ (印)

親権者又は後見人 (自署) \_\_\_\_\_ (印)  
上記の申込みについて同意します (申込者が20歳未満の場合に記入)

上記の申込みにより修学資金の貸与を受けたときは、その返還について連帯して責任を負うことを誓約します。

連帯保証人 (自署) \_\_\_\_\_ (印)

連帯保証人 (自署) \_\_\_\_\_ (印)  
※ 連帯保証人は、登録された印鑑を押印し、印鑑登録証明書を添付してください。

東京都知事 殿 年 月 日

現在の健康状態	1 健康	2 その他 (その他の場合には診断書を添付すること。)
健康状態		
推薦所見		

上記のとおり東京都看護専門学校等修学資金貸与条例第3条に規定する要件を備える者として、適格であると認め、同条例に定める修学資金を受けるとして推薦します。

東京都知事 殿 年 月 日

推薦者 養成施設等名称  
施設長氏名 印

「(4) 借受人本人、  
との関係  
別記第五号様式  
(5) 職業 \_\_\_\_\_  
(6) 電話 \_\_\_\_\_ ( ) \_\_\_\_\_

を

「(4) 電話(自宅) \_\_\_\_\_ ( \_\_\_\_\_ )  
 (携帯) \_\_\_\_\_ ( \_\_\_\_\_ )  
 (5) 借受人本人との関係 \_\_\_\_\_  
 (6) 職業 \_\_\_\_\_ ことさるる。  
 (7) 勤務先名称 \_\_\_\_\_  
 住所 \_\_\_\_\_  
 電話 \_\_\_\_\_ ( \_\_\_\_\_ )  
 (8) 年収 \_\_\_\_\_ 万円、 \_\_\_\_\_ 」

別記第十四号様式甲「退学したため」や「退学したため(退学年月日  
 月 日)」ことさるる。  
 別記第十四号様式乙中

「1 新従事先 名称 \_\_\_\_\_  
 所在地 郵便番号 \_\_\_\_\_ 電話 \_\_\_\_\_ ( \_\_\_\_\_ )  
 住所 \_\_\_\_\_  
 従事年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 (常勤・非常勤)  
 職 種 (いずれかに○を付けてください。)  
 保健師・助産師・看護師・准看護師  
 2 旧従事先 名称 \_\_\_\_\_  
 所在地 郵便番号 \_\_\_\_\_  
 住所 \_\_\_\_\_  
 従事期間 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日から  
 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日まで  
 」

「1 旧従事先 名称 \_\_\_\_\_  
 所在地 郵便番号 \_\_\_\_\_  
 住所 \_\_\_\_\_  
 従事期間 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日から  
 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日まで  
 (注) 旧従事先の在職証明書を添付してください。

2 新従事先 名称 \_\_\_\_\_  
 所在地 郵便番号 \_\_\_\_\_ 電話 \_\_\_\_\_ ( \_\_\_\_\_ )  
 住所 \_\_\_\_\_  
 従事年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 (常勤・非常勤)  
 職 種 (いずれかに○を付けてください。)  
 保健師・助産師・看護師・准看護師  
 」

種貸与を受けた方は、裏面の指定施設証明も記入してください。(大学院修士課程を除く。)。また、旧従事先の在職証明書を添付してください。」や「(注) 裏面の指定施設証明も記入してください。(大学院修士課程を除く。)。」ことさるる。回覧表様式

- 「 5 65歳以上の者の入院比率が60パーセント以上の病棟を有する病院
- 6 児童福祉法第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設
- 7 児童福祉法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関
- 8 地域保健法第21条第2項第1号に規定する特定町村(保健師の場合に限る。)
- 9 介護保険法第8条第27項の介護老人保健施設
- 10 介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービス(同法第8条第4項に規定する訪問看護に限る。)の事業を行う事業所(1から7まで及び9に掲げる施設(都の区域内に存するものに限る。))における3年以上の看護業務の経験を有する者が従事する場合に限る。」

や

び 「(注) 第一

- 「5 児童福祉法第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設
  - 6 児童福祉法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関
  - 7 地域保健法第21条第2項第1号に規定する特定町村(保健師の場合に限る。)
  - 8 介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設
  - 9 介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院
  - 10 介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービス(同法第8条第4項に規定する訪問看護に限る。)の事業を行う事業所(1から6まで、8及び9に掲げる施設(都の区域内に存するものに限る。))における3年以上の看護業務の経験を有する者が従事する場合に限る。)
- 別記第十五号様式中

「1 返還理由

- (1) 第一種貸与を受けていたが、卒業(修了)後、直ちに指定施設において看護業務に従事しなかつた(非就業)。
    - ア 他の道府県で就業するため
    - イ 看護業務以外の仕事につくため
    - ウ 養成施設卒業後1年以内に免許を取得できなかったため
    - エ その他( )
  - (2) 第一種貸与を受け、卒業(修了)後、指定施設において看護業務に従事したが、途中で従事をやめた(業務廃止)。
- 「1 返還理由
- (1) 第一種貸与を受けていたが、卒業(修了)後、直ちに指定施設(修士課程貸与者にあつては都の区域内)において看護業務に従事しなかつた(非就業)。
    - ア 都内指定施設外に就業するため
    - イ 他の道府県で就業するため
    - ウ 看護業務以外の仕事につくため
    - エ 養成施設卒業後1年以内に免許を取得できなかったため
    - オ その他( )
  - (2) 第一種貸与を受け、卒業(修了)後、指定施設(修士課程貸与者にあつては都の区域内)において看護業務に従事したが、途中で従事をやめた(業務廃止)。

- 「2 二口以上の貸与を受けており、これらを順番に返還していく場合には、その返還順位等について記入してください。
- (1) 貸与状況 第一種貸与 口 第二種貸与 口 合計 口
  - (2) 返還順位(第一種貸与を受けた場合は、第一種貸与の返還を優先することと。)
 

1 番目	貸与番号	(返還期間)	年	月から	年	月まで
2 番目	貸与番号	(返還期間)	年 <td>月から</td> <td>年 <td>月まで</td> </td>	月から	年 <td>月まで</td>	月まで
3 番目	貸与番号	(返還期間)	年 <td>月から</td> <td>年 <td>月まで</td> </td>	月から	年 <td>月まで</td>	月まで

 (注) 修学資金の返還猶予を希望する場合には、別途、修学資金返還猶予申請書(第25号様式)の提出が必要です。

「2

- 二口以上の貸与を受けた場合は、その返還順位等について記入してください。
- (1) 貸与状況 第一種貸与 口 第二種貸与 口 合計 口
  - (2) 返還順位(第一種貸与も返還する場合は、第一種貸与の返還を優先すること。)
- | 1 番目 | 貸与番号 | (返還期間) | 年                                       | 月から                          | 年              | 月まで |
|------|------|--------|---|------------------------------|----------------|-----|
| 2 番目 | 貸与番号 | (返還期間) | 年 <td>月から <td>年 <td>月まで</td> </td></td> | 月から <td>年 <td>月まで</td> </td> | 年 <td>月まで</td> | 月まで |
| 3 番目 | 貸与番号 | (返還期間) | 年 <td>月から <td>年 <td>月まで</td> </td></td> | 月から <td>年 <td>月まで</td> </td> | 年 <td>月まで</td> | 月まで |
- (注) 一口ずつ順番に返還する場合には、2番目以降の貸与番号について、別途、修学資金返還猶予申請書(第25号様式)の提出が必要です。

別記第二十一号様式を次のように改める。



別記第二十五号様式欄中

「5 65歳以上の者の入院比率が60パーセント以上の病棟を有する病院

6 児童福祉法第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設

7 児童福祉法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関

8 地域保健法第21条第2項第1号に規定する特定町村(保健師の場合に限る。)

9 介護保険法第8条第27項の介護老人保健施設

10 介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービス(同法第8条第4項

に規定する訪問看護に限る。)の事業を行う事業所(1から7まで及び9に掲げる施設(都の区域内に存するものに限る。)における3年以上の看護業務の経験を有する者が従事する場合に限る。)

「5 児童福祉法第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設

6 児童福祉法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関

7 地域保健法第21条第2項第1号に規定する特定町村(保健師の場合に限る。)

8 介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設

9 介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院

10 介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービス(同法第8条第4項に規定する訪問看護に限る。)の事業を行う事業所(1から6まで、8及び9に掲げる施設(都の区域内に存するものに限る。)における3年以上の看護業務の経験を有する者が従事する場合に限る。)

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都看護師等修学資金貸与条例施行規則別記第一号様式、第五号様式、第十号様式、第十四号様式、第十五号様式、第

二十一号様式及び第二十五号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

発行所 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号  
電話 〇三(五三三二)一〇一一(代)

郵便番号 163-8001

定 価 本号 三〇円  
一箇月 六、六〇〇円  
(郵送料を含む。)

印刷所 勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

